

○会社更生法等に基づく更生手続等の開始決定を受けた資格者の競争入札参加資格の再審査について

平成15年6月9日 建情第182号

各支庁長、各土木現業所長、各森づくりセンター所長、道民の森活動促進センター所長、北方建築総合研究所長あて農政部長、水産林務部長、建設部長

道の建設工事の競争入札参加資格を有する資格者（以下「資格者」という。）が、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始決定（以下「更生手続等開始決定」という。）を受けた場合の再審査について、取扱いを次のとおり定めたので通知します。

記

1 更生手続等開始申立ての届出

審査担当部長は、資格者について会社更生法又は民事再生法（以下「会社更生法等」という。）の手続開始申立て（以下「更生手続等開始申立て」という。）がなされたときは速やかに、当該資格者から別記第1号様式を提出させるものとする。

2 更生手続等開始決定の届出

審査担当部長は、資格者が会社更生法等の更生手続等開始決定を受けたときは速やかに、当該資格者から別記第2号様式及び更生手続等の開始決定書の写しを提出させるものとする。

3 再審査申請の取扱い

(1) 申請書等の提出

更生手続等開始決定を受けた資格者が、再審査申請を行うときは、競争入札参加資格関係事務取扱要領（昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通達）別表第3の1の(6)に掲げる書類を提出させるほか、次に掲げる事項についてヒアリングを行うものとし、ヒアリングの際に参考となる資料も併せて提出させるものとする。

ア 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し

イ 技術者の確保等工事の施工体制

ウ 下請業者、資材業者等との業務の協力状況

エ 建設機械、建設資材、労務者等の確保状況

オ 営業対象地域及び営業分野等に係る今後の経営方針

カ 更生計画案又は再生計画案の作成の方針（更生計画等の認可の決定後においては、更生計画等の遂行状況）

キ 貸借対照表及び損益計算書

ク その他、審査担当部長が必要と認める事項

(2) 申請書等の作成

申請書等については、更生手続等開始決定日以降を基準に作成するものとする。

なお、再審査に必要な経営事項審査結果通知書については、会社更生法等の更正手続

等の開始決定日以降を審査基準日とするものを提出するものとする。

(3) 更生手続等開始決定を受けた資格者の評定数値の調整

審査担当部長が必要と認めるときは、更生手続等開始決定を受けた資格者の格付のある資格の再審査において、評定数値の20%の範囲の点数を減じて算定することができるものとする。

4 再審査後の資格者の取扱い

再審査の結果に基づき、通常の資格者と同様の取扱いをするものとする。

5 その他

(1) この通達の施行日以前に更生手続等開始決定を受けた資格者で資格を既に有している場合は、この通達の定めるところにより再審査申請を行うものとする。

(2) この取扱いに関し必要な事項は、審査担当部長が別に定めるものとする。

〔農政部事業調整課事業契約グループ
水産林務部総務課管理グループ
建設部建設管理室建設情報課工事管理グループ〕

別記第1号様式

会社更生法等の更生手続等開始の申立てについて

平成 年 月 日

北海道知事 様

住所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

平成 年 月 日付けで（会社更生法に基づく更生手続・民事再生法に基づく再生手続）の開始の申立てを行ったので、報告します。

注 （ ）書きの中の不要な文字を削除すること。

別記第2号様式

会社更生法等の更生手続等開始決定について

平成 年 月 日

北海道知事 様

住所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

平成 年 月 日付けで（会社更生法に基づく更生手続・民事再生法に基づく再生手続）の開始の決定を別紙のとおり受けたので、報告します。

注 （ ）書きの中の不要な文字を削除すること。

別記第3号様式

競争参加資格再審査ヒアリング結果総括表

日時：平成 年 月 日 午前・午後 時 分

出席者：

| | |
|--|-----------|
| 1. 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し | □妥 当 □非妥当 |
| ①資本金の減資予定及び再資本金の出資者の見通し ②事業管財人及び出資者の見通しがない場合 ③今後の運転資金の調達方法 ④金融機関の協力体制 ⑤提出された貸借対照表の流動資産が長期債権に振り替えられているか。振り替えられている場合には会計原則の継続性の原則との関係はどのように考えているか。 | |
| 2. 技術者の確保等工事の施工体制 | □妥 当 □非妥当 |
| ①提出された体制表について、更生手続等申請までと申請日以降の相違点は。 ②再開された工事の進捗状況は（道発注工事毎及び他機関発注、民間発注） | |
| 3. 下請業者、資材業者等との業務の協力状況 | □妥 当 □非妥当 |
| ①下請の協力関係、支払い関係は | |
| 4. 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況 | □妥 当 □非妥当 |
| ①会社独自の人夫はいるのか。建設機械の保有状況は。また会社独自の特許はあるのか。 ②会社の現人員及び給与等の労働条件は。 | |
| 5. 営業対象地域及び営業分野等に係る今後の経営方針 | □妥 当 □非妥当 |
| ①営業対象地域及び営業分野等に係る今後の経営方針は。 | |
| 6. 更生計画等案作成の方針（更生計画等認可の決定後においては更正計画等の遂行状況） | □妥 当 □非妥当 |
| ①再建計画の中での債権カットをどのように行うか。 ②今後の連鎖倒産の可能性は。 ③再建計画中の受注についての見通しは。 ④更生手続等申請以降の受注状況は。 | |
| 7. その他審査担当部長が必要と認める事項 | |
| ①会社更生等の見通しについて、管財人の考えは。 | |

※質問事項に対する更生手続開始決定者の回答内容を記入すること。

※複数枚にしても可。